

# 一般社団法人日本遊戯療法学会倫理綱領

制定：2019年5月18日

一般社団法人日本遊戯療法学会（以下、本会）は、本会倫理規程第2条の規定に基づき、この倫理綱領を定める。

## 前 文

本会会員は、遊戯療法および心理臨床に関する専門的知識と技術の向上をもって、人々の社会生活を豊かにすることを目指そうとするものである。このために、会員は自らの専門的な臨床業務や研究が人々の生活に大きな影響をおよぼすものであるという社会的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する義務を負わなければならない。

## [責任]

- 第1条 会員は、自らの専門的業務の及ぼす結果に責任をもたなければならない。
2. 会員は、その業務の遂行に際しては、対象者の人権尊重を第一義と心得て、個人的、組織的及び政治的な目的のためにこれを行ってはならない。

## [技能]

- 第2条 会員は、訓練と経験によって適格と認められた技能によって、対象者に援助・介入を行うものである。
2. 会員は、前項の援助・介入を行うため、常にその知識と技術を研鑽し高度の技術水準を保つように努めるとともに、自らの能力と技術の限界についても十分にわきまえておかななければならない。

## [査定技法]

- 第3条 会員は、対象者の人権に留意し、査定を強制し、もしくはその技法をみだりに使用し、またはその査定結果が誤用され、悪用されないように配慮を怠ってはならない。
2. 会員は、査定技法の開発、出版又は利用に際し、その用具や説明書、実施手順などをみだりに頒布したり公開してはならない。

## [援助・介入技法]

- 第4条 会員は、臨床業務を自らの専門的能力の範囲内で行い、対象者が最善の専門的援

助を受けられるように常に努めなければならない。

2. 会員は、自らの影響力や私利私欲を常に自覚し、対象者の信頼感又は依存心を不当に利用しないように留意しなければならない。
3. 会員は、臨床業務を行う場合においては、職業的関係のなかでのみこれを行い、対象者又は関係者との間に私的関係をもってはならない。

#### [研究及び研究成果の公表]

第 5 条 遊戯療法に関する研究に際して、対象者又は関係者の心身に不必要な負担をかけ、又は苦痛若しくは不利益をもたらすことを行ってはならない。

2. 会員は、その研究が臨床業務の遂行に支障をきたさないように留意し、対象者又は関係者に可能な限りその目的を告げて同意を得た上で行わなければならない。特に対象者が幼児・児童などの場合には保護者または関係者に十分な説明を行わなければならない。
3. 会員は、研究に関して特定個人の資料を用いる場合には、対象者個人が特定されないような格段の配慮をしなければならない。
4. 会員は、その研究の立案・計画・実施・報告などの過程において、研究データの捏造、改ざんなどの不正行為を行ってはならず、またそのような行為に加担してはならない。
5. 会員は、研究の公表に際しては、先行研究を十分に検討し、それら先行研究を盗用したと誤解されないような記述に努める。また、引用の際にはその出典を明示しなければならない。
6. 会員は、同じ内容の原稿を同時期に複数の専門誌に投稿してはならない。また、すでに専門誌に発表した論文と同じ内容の原稿を投稿してはならない。

#### [秘密保持]

第 6 条 会員は、臨床業務上知り得た事項に関しては、専門家としての判断の下に必要と認められた以外の内容を他に漏らしてはならない。

2. 会員は、事例又は研究の公表に際して特定個人の資料を用いる場合には、対象者の秘密を保護する責任をもたなくてはならない。退会後も、同様とする。
3. 会員は、年次大会や研修会などで知り得た事例又は研究の内容に関しても、対象者の秘密を保護する責任があり、これを印刷物やインターネットなどを通して公開してはならない。

#### [公開]

第 7 条 会員は、一般の人々に対して心理学的知識又は専門的意見を公開する場合には、公開者の権威又は公開内容について誇張がないようにし、公正を期さなければならない。

らない。

2. 会員は、前項の規定による公開が商業的な宣伝又は広告の場合には、その社会的影響について責任がもてるものであることを前提とし、心理臨床の業務に支障をきたさないように留意しなければならない。

#### [他専門職との関係]

第 8 条 会員は、他の専門職の権利及び技術を尊重し、相互の連携に配慮するとともに、その業務遂行に支障を及ぼさないように心掛けなければならない。

#### [記録・学会誌の保管]

第 9 条 会員は、対象者の記録を外部に漏れないよう慎重に保管しておかなくてはならない。頒布された学会誌、年次大会抄録についても同様で、第三者に譲渡してはならない。会員でなくなった場合にも、引き続き保管責任を有することとし、万一必要がなくなった場合には本学会事務局に返却するか、適切に処分しなければならない。

#### [倫理の遵守]

第 10 条 会員は、この倫理綱領を十分に理解し、これに違反することがないように常に注意しなければならない。

2. 会員は、違反の申告が発生したときは、倫理委員会の調査を経て、裁定を受ける場合がある。

付 則 この倫理綱領は、2019 年 5 月 18 日から施行する。